

## 芳賀町民会館ホール利用上のお願い

1. 芳賀町民会館を利用したいときは、施設の空き状況を確認してから仮予約をしてください。仮予約後に申請を行うことができます。申請は利用の6カ月前から2週間前までで受け付けています。定員は、1000名です。定員を超えての立見等の入場はできませんので、「入場券」「整理券」の配布にご注意ください。

2. 芳賀町民会館ホールを使用する方は、2週間前までに「ポスター」「チラシ」「プログラム」等を持参の上、舞台担当者と詳細打合せをしてください。打合せには、会場責任者・照明・音響スタッフの方もご出席ください。

3. 利用時間内に「準備・リハーサル・調律・本番・片づけ」が終わるようなスケジュールを組んで下さい。反響板使用の場合は、準備と片づけに、各40分程かかります。申し込み時の利用時間にご注意ください。

4. 使用許可が舞台のみの場合、客席を荷物置きにすることや練習のために使用することはご遠慮下さい。荷物は楽屋を使用申請してご利用いただくか、舞台袖・楽屋通路等の邪魔にならない場所にまとめて置いてください。

5. 椅子や譜面台等会場備品を使用する場合は、必ず手で持って移動して下さい。床を引きずるなどの行為は会場や備品を傷めますのでご指導ご注意下さい。

6. 反響板は非常に傷つきやすくできているので、楽器・ケース・椅子等をぶつけたり、立てかけたりしないでください。これらの行為により反響版を損傷した場合は、反響板修理を実費で請求することがあります。

7. 芳賀町民会館には舞台担当者がおり、式典程度の簡単な照明・音響・舞台の設定を行っていますが、「演出照明」「複数のマイク設定による音響・録音」「ビデオ録画」「映写」は行いません。その場合は、利用者が専門業者を手配し、舞台打合せの際に「仕込図」等を提出して舞台担当者と詳細打合せを行ってください。

なお、ホール内器具備品は「プロ」用器具備品が多く一般の方の取り扱いはできません。専門業者の選定につきましては次の基準にて選定の上、舞台担当者へご連絡ください。

☐ 会場責任者・・・全体の進行を把握しており舞台経験の豊富な方で

「安全作業・非常時の避難・進行等」の指示ができる方

☐ 照明・・・日本照明家協会会員、またはそれと同等以上の経験がある方

☐ 音響・・・舞台機構調整技士音響2級、またはそれと同等以上の経験がある方

☐ 舞台・進行・・・進行をよく把握しており、舞台道具の移動ができる方

8. 客席内での飲食・喫煙は固く禁止していますので使用者側で注意してください。飲食等で客席内が汚れた場合は、清掃作業等費用負担をお願いします。催事終了後は、舞台上を簡単な清掃し、館内のゴミ等はお持ち帰りください。「駐車場整理」「避難・誘導」「場内整理」の配置をしてください。

9. 客席通路で三脚等を用いた固定の「ビデオ撮影」「写真撮影」は許可しません。また、客席をつぶして行う場合はホールの許可が必要ですので許可申請書を提出してください。

10. 冷暖房は別途料金（1時間当たり冷房4,500円・暖房4,000円）になります。必要な場合は係員にご連絡ください。

11. 次の行為は「禁止」または「許可申請が必要」ですのでご注意ください。

□禁止行為

- ①舞台上の釘打ち・マツヤニの使用・紙粘着テープの使用
- ②ホール内壁への粘着テープによる貼り紙
- ③客席通路に障害物を設置すること
- ④客席内の飲食・喫煙

□許可申請が必要な行為

- ①三脚等固定的なビデオ、写真撮影・・・・・・・・芳賀町民会館 Tel028(677)0009
- ②募金・寄付・販売行為・・・・・・・・芳賀町民会館 Tel028(677)0009
- ③舞台上の演出等による「裸火・タバコ・火薬ピストル・クラッカー・スモークマシーン・レーザー光線」等・・・・・・・・真岡消防署芳賀分署 Tel028(677)0212

※芳賀町民会館に写しを提出して下さい

- ④著作権を使用する歌謡ショー、カラオケ、舞踊、演劇等  
・・・・・・・・日本音楽著作権協会大宮支部 Tel048(643)5461

12. ホール内の器具及び備品の無断使用はできません。必要な場合は係の了解を得てご使用し、終了後に元の場所に戻してください。消耗品等（テープ・カラーフィルター）は主催者にてご用意ください。

13. 照明や音響等不足機材の持ち込みには、舞台担当者へ「電力消費量・メーカー名」を連絡するとともに「性能・取り扱い」にはご注意ください。「個人的に制作したもの、欠陥があるもの」は許可しません。

14. 舞台上・花道及びホワイエ等に「盛花」を置く場合は、水を入れないようにするか、オアシスを使用するよう業者に連絡してください。

15. 防犯のため、楽屋等に現金・貴重品を置いて離れないようにしてください。楽屋前に還金式のコインロッカーがありますのでご利用ください。

16. 駐車場は、役場駐車場になります。可能な限り誘導員の配置をお願いします。町民会館前や路上駐車及び役場駐車場の車庫前には駐車しないよう誘導して下さい。

17. 著作権が発生する催物を開催する場合には事前に日本音楽著作権協会へ申請して下さい。

ご不明な点は、下記までお問い合わせ下さい。

321-3304

栃木県芳賀郡芳賀町大字祖母井(トチギケンハガグンハガマチオオアザウバガイ)548-1

芳賀町民会館 生涯学習課文化振興係

電話 028(677)0009

FAX 028(677)4918

e-mail bunka@town.tochigi-haga.lg.jp